

次期リサイクル施設整備・運営事業に係る設計施工監理業務 質問書

番号	該当箇所	質問事項	回答事項
1	<p>仕様書P78 表2 各監理員の資格 及び実績等要件</p>	<p>【その他】において、「九州管内（沖縄県を除く）に勤務（常駐に限る）している者」とは、現住所が九州管内（沖縄県を除く）との理解で宜しいでしょうか。</p> <p>また、それを証明する書類として「住民税特別徴税の通知書」を提出すれば宜しいでしょうか</p> <p>なお、住民税特別徴税の通知書には、社名、担当者名、担当者住所、年度納税状況が記載されています。</p>	<p>記載のとおり、勤務地が九州管内（沖縄県を除く）を要件としておりますので、現住所ではございません。</p> <p>よって、現住所が九州外であっても常駐する勤務地が九州管内である場合は要件を満たし、反対に現住所が九州内であっても常駐する勤務地が九州外である場合は要件を満たさないこととなります。</p> <p>その意図としては、本業務の打ち合わせや現場監理においては、勤務地から現地へ来られることを想定しており、遠方勤務の監理員では円滑な業務の遂行に支障をきたす可能性があることを考慮したものです。</p> <p>また、勤務地を証明する書類は特に指定しませんが、常駐する勤務地が確認できるもの（仮になければ、事実と相違ない旨の誓約書）を提出して下さい。</p> <p>なお、勤務地を証明する資料に替えて上記誓約書を提出される場合は、各担当者の現住所が確認できるもの（住民税特別徴税の通知書、健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定一覧表、運転免許証、マイナンバーカード、住民票等の公に発行されたもの）の写しをあわせて提出して下さい。</p>
2	<p>仕様書P14 ⑥設計定例会議の開始 時期</p>	<p>「令和8年7月初旬までに初回の設計定例会議を開始すること」とされた理由についてご教示をお願いします。</p> <p>また、受注者が速やかに業務実施体制を整えた場合は、その時期を待たずして、設計協議を開始できるものと解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>本業務のスケジュールについては、P13表4に記載のとおりを予定しており、実質の設計期間は本年末頃までの完了が必要となるため、速やかな着手を促す意図で規定しております。</p> <p>しかし、本業務の設計協議を開始するにあたっては、要求水準書、技術提案書等を十分に理解いただく必要があることから、一定の準備期間を設定しております。</p> <p>後段のお尋ねについては、お見込みのとおりです。上記のとおり、スケジュールを鑑みると可能な限り早期の協議開始が望ましいと考えております。</p>

番号	該当箇所	質問事項	回答事項
3	配置予定技術者調書 (様式3号)	仕様書の表2に各監理員の実績要件があり、様式3号にその業務実績を記載することとなっておりますが、それを証明できる書類の添付は必要であるかご教示をお願いします。	様式3号の各技術者の調書の下部の注釈(※)に記載していませんが、資格審査上必要となりますので、テクリス等の証明できる書類の添付をお願いします。
4	配置予定技術者調書 (様式3号)	注釈に「勤務地を証明できる書類を添付すること」とありますが、本書類として、事業所の住所が記載された「健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定一覧表」でよろしいでしょうか。	提出先が記載内容について決定した旨の通知書等であり、該当者の勤務地が分かる内容であれば問題ありません。
5	配置予定技術者調書 (様式3号)	前の質問にて、「勤務地を証明できる書類」が「健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定一覧表」で問題ない場合、「勤務地を証明できる書類」と「雇用関係を証明できる書類」を兼ねる書類として、1点のみの提出で差し支えございませんでしょうか。	問題ありません。